

住宅手当等経費助成

財団は、林業従事者の定着を促進するため、次の表の要件を満たす者を対象として、同表に定める経費について助成するものとする。

表16 対象者及び助成率等

内容	対象者	助成率	備考
住宅手当の支給に要する経費	都内に事業所を有する林業経営体	10/10 以内 (助成上限額 28,000 円/人・月)	- 対象者が林業現場作業員として雇用する新規就労者が居住する住宅であること。ただし、借家・借間に限る。 - 新規就労者の正規雇用(雇用期間の定めがない雇用をいう。)後60ヵ月(5年間)の期間内の就労者を対象とする。
宿舍借上げに要する経費	都内に事業所を有する林業経営体	複数用宿舍：1/2 以内 (助成上限額 31,250 円/施設・月) 単身用宿舍：1/2 以内 (助成上限額 28,000 円/施設・月)	- 対象者が林業現場作業員として雇用する新規就労者が居住する宿舍であること。 - 新規就労者の正規雇用(雇用期間の定めがない雇用をいう。)後60ヵ月(5年間)の期間内の就労者を対象とする。
宿舍借上げに要する経費 (他県労働力用)	- 都内の森林整備を担う都外の林業経営体 - 都内に事業所を有する林業経営体	複数用宿舍：1/2 以内 (助成上限額 31,250 円/施設・月) 単身用宿舍：1/2 以内 (助成上限額 28,000 円/施設・月)	- 対象者が都内の森林を整備するための、他県労働力用の宿舍であること。 1つの宿舍借上げ契約あたり60ヵ月(5年間)の期間内を対象とする。
宿舍借上げに要する経費 (新規参入経営体用)	財団が発注する委託(主伐・地拵)に新たに参入した林業経営体	複数用宿舍：1/2 以内 (助成上限額 31,250 円/施設・月) 単身用宿舍：1/2 以内 (助成上限額 28,000 円/施設・月)	- 新たに参入した委託に従事するために、対象者が雇用する林業現場作業員が居住する宿舍であること。 1つの宿舍借上げ契約あたり60ヵ月(5年間)の期間内を対象とする。
助成基準 (1) 対象者が助成対象施設の借り上げ又は住宅手当の支給に要する経費であること (2) 対象者が借り上げる場合は、所有又は経営する施設ではないこと。 助成対象経費 (1) 雇用契約書等で規定されている住宅手当 (2) 借り上げ経費 ア 家賃 イ 共益費 助成の期間に月に満たない日がある場合、日当たりの単価は月額を当該月の日数で除した額とする。			